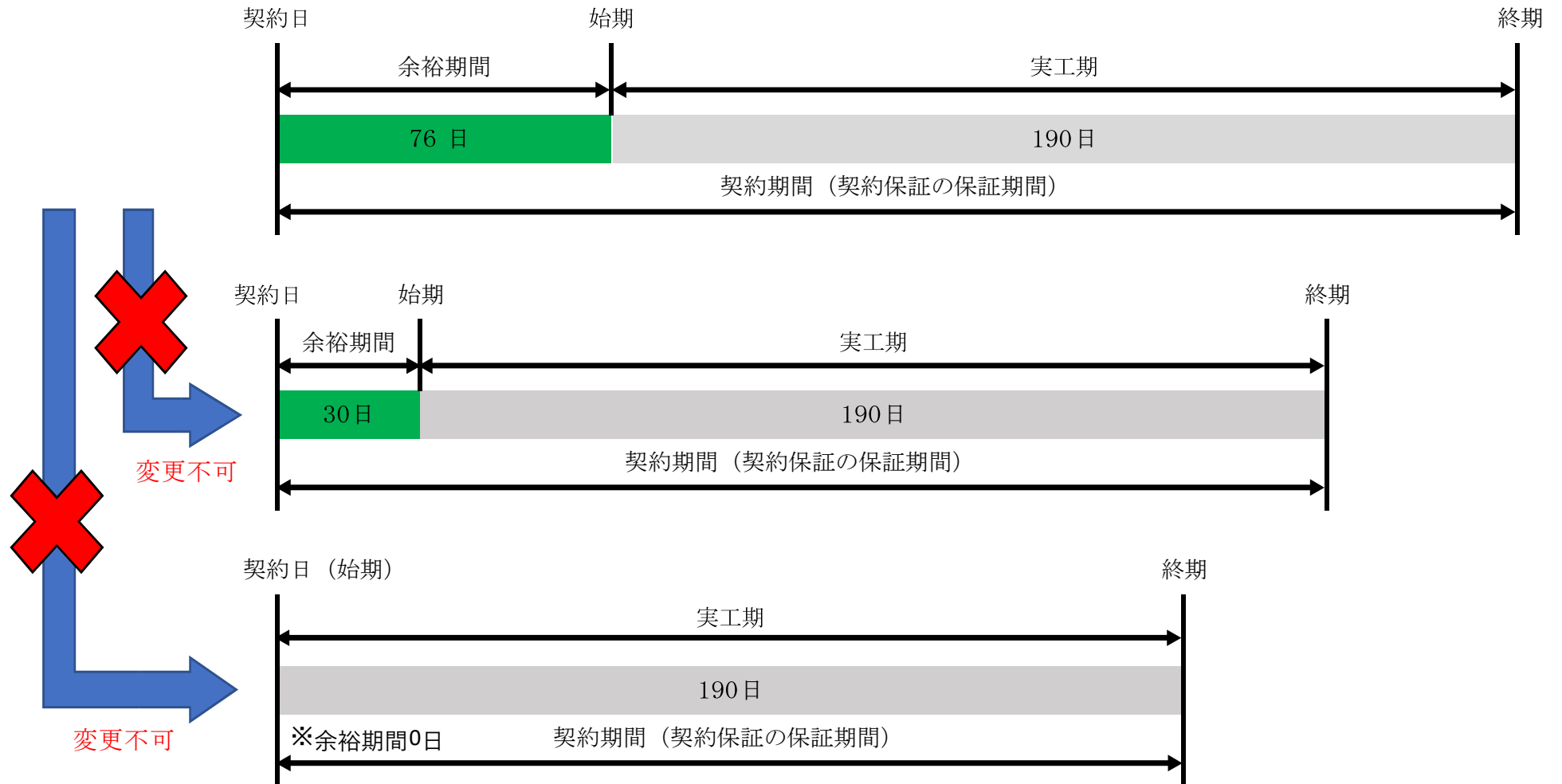


①発注者指定方式

○余裕期間の変更は不可。

余裕期間内に受注者の準備が整った場合でも実工期の始期の変更はできません。



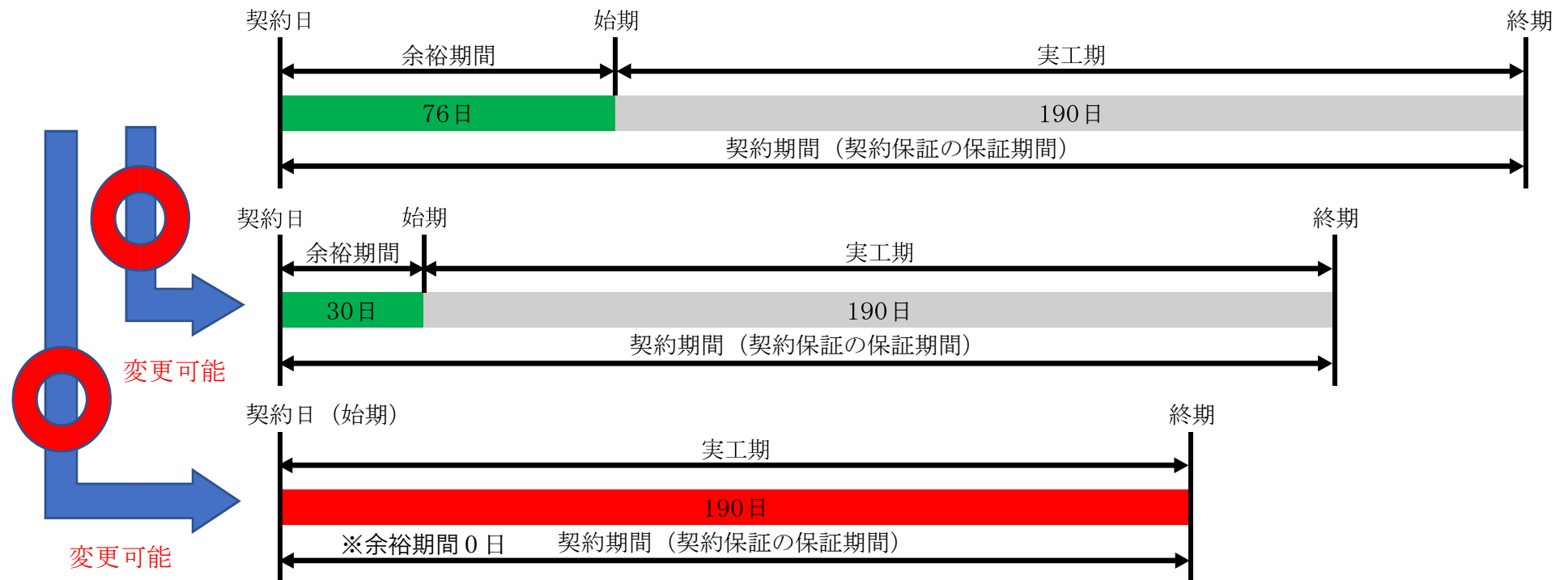
②任意着手方式

○余裕期間の変更が可能。

- ・ 契約締結前に、実工期について、発注者に工期通知書の提出が必要です。
- ・ 受注者の意向により余裕期間の短縮が可能です。
- ・ 工事着手期限までは、当初契約前でも、契約後でも余裕期間の変更が可能です。

○注意事項

- ・ 余裕期間が変更されても実工期は変更されません。契約書に実工期を記載するため、契約締結後に工事の始期を変更する場合は契約変更の事務処理が発生します。
(実工期の始期を変更すると終期も変更になります。)



③フレックス方式

○余裕期間および実工期の変更が可能。

- ・発注者が示した全体工期（余裕期間+実工期）の間で受注者は工事の始期及び終期を任意に設定可能です。
- ・契約締結前に、実工期について、発注者に工期通知書の提出が必要です。

○注意事項

- ・実工期の終期は、発注者が指定した全体工期（余裕期間+実工期）を越えて設定できません。
- ・契約書に実工期を記載するため、契約締結後に工事の始期を変更する場合は契約変更の事務処理が発生します。

